



国分寺市監委告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度第2回定期監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年12月23日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 瀬 かおる



国政情収第843号

令和6年12月19日

国分寺市監査委員

川畑 一良 様

高瀬 かおる 様

国分寺市長 井澤 邦夫



令和5年度第2回定期監査結果報告書の提出について（報告）

令和6年3月26日付け国監発第45号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

## 令和5年度第2回定期監査の結果に関する報告書

(まちづくり部)

### 1 文書の施行日について (まちづくり計画課)

国分寺市環境審議会委員委嘱に係る起案文書の施行日が、委員の任期開始日の1週間後の日付となっていた。委嘱に係る日付の整合性について適切に確認を行われたい。

(措置内容)

国分寺市環境基本審議会委員の委嘱日、任期開始日、施行日の日付について複数名で確認を行う等、適正な事務執行を図れるようチェック体制を改めました。

### 2 委員会の開催通知について (まちづくり計画課)

国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会の開催通知の発信者が、「会長」となっていた。国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会設置規程(平成18年訓令第23号)は、会議の招集権者は「委員長」と規定しているため、規定の内容を十分に確認し、事務を行われたい。

(措置内容)

国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会設置規程を再確認するとともに、開催通知に係る起案審査時に発信者名の確認を徹底し、複数名で確認を行う等、適正な事務執行を図れるようチェック体制を改めました。

### 3 委員委嘱手続について

・国分寺市バリアフリー基本構想推進協議会委員の委嘱手続において、旧委員の解嘱日が、新委員の任期開始日より後の日付となっていた。新旧

両委員が同一日に存在することになり、国分寺市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱(令和4年要綱第19号)が規定する委員の人数と異なってしまうため、委嘱に係る手続を適切に行われたい。(まちづくり計画課)

(措置内容)

国分寺市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱を再確認するとともに、委嘱に係る日付について、複数名で確認を行う等、適正な事務執行を図れるようチェック体制を改めました。

- ・国分寺市開発事業調停委員会委員及び国分寺市まちづくり推進会議委員の委嘱手続において、委員から提出された承諾書について文書の收受登録を行っていなかった。国分寺市文書管理規則(平成12年規則第30号)及び国分寺市文書管理規程(平成元年訓令第3号)に基づき、適正に文書の取扱いをされたい。(まちづくり推進課)

(措置内容)

国分寺市文書管理規則及び国分寺市文書管理規程に基づき、委員から出された承諾書について文書の收受登録を行うように改めました。

- ・国分寺市建築審査会委員の委嘱手続きにおいて、委員から提出された承諾書について文書の收受登録を行っていなかった。国分寺市文書管理規則(平成12年規則第30号)及び国分寺市文書管理規程(平成元年訓令第3号)に基づき、適正に文書の取扱いをされたい。(建築指導課)

(措置内容)

国分寺市建築審査会委員の選出は2年毎に行っており、次回は令和7年度となります。ご指摘を受け、当該委員候補者から受取った承諾書につきましては、速やかに收受することを重要事項として引継ぎ、国分寺市文書管理規則及び国分寺市文書管理規程を遵守した事務を進めていきます。

#### 4 公印の管理について (駅周辺整備課)

「国分寺市都市開発部長之印」が、現物は情報管理課に引継がれ廃止・廃棄が済んでいたにもかかわらず、令和5年8月まで駅周辺整備課の備品一覧に残存していた。備品の管理換えを行うときは、国分寺市物品管理規則(平成16年規則第36号)に基づき、物品管理者は備品一覧に記録し、適正な物品管理を行われたい。

##### (措置内容)

備品について、毎年度末に備品一覧と現物の突合処理を行い、処理に漏れがないことを確認するよう改めました。

#### 5 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料について (駅周辺整備課)

誤った計算に基づき使用料を徴収し、差額分を使用者へ返還していた。使用者の不利益とならないよう、正確な計算と慎重なチェックのうえ、事務を行われたい。

##### (措置内容)

使用料の計算については複数名で確認を行うこととし、適正な事務執行を図れるようチェック体制を改めました。

#### 6 債務負担行為を伴う支出負担行為手続きについて (建築指導課)

令和3年4月1日に契約締結した5年間の複数年契約に係る令和5年度分の支出負担行為決議書が起票されていなかった。国分寺市支出負担行為手続規則(昭和40年規則第4号)に基づき、適正に手続をされた。

##### (措置内容)

ご指摘を受け、当該複数年契約の令和6年度分につきましては、令和6

年4月1日に支出負担行為決議書を起票しました。今後も年度当初の事務として、複数年契約案件の確認を必ず行うこととし、国分寺市支出負担行為手続規則に沿った事務を継続します。